

東北文化学園大学総合情報センター図書館

機関リポジトリ運用指針

平成26年5月28日

図書館運営委員会制定

(目的)

第1条 東北文化学園大学（以下「本学」という。）の教育研究活動において作成された学術研究成果等（以下「研究成果」という。）を収集し、恒久的に蓄積・保存と学内外への無償での発信・公開を行い、本学の学術研究の発展に資するとともに、広く社会に貢献を果たすために東北文化学園大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）を設置し、その管理運用を定めることを目的とする。

(管理運用)

第2条 リポジトリの管理運用は、東北文化学園大学総合情報センター図書館（以下「図書館」という。）が行う。

(登録者)

第3条 リポジトリに教育成果物を登録できる者（以下「登録者」という。）は以下のとおりとする。

- (1) 本学に在籍する教職員（常勤・非常勤を問わない。退職者も含む）
- (2) 本学に在籍する大学院生
- (3) その他図書館長が特に認めた者

(登録対象)

第4条 リポジトリに登録できる研究成果は、以下のとおりとする。

- (1) 学術論文
- (2) 紀要
- (3) 学位論文（博士学位論文）
- (4) 研究報告書
- (5) その他図書館長が特に認めたもの

(著作権)

第5条 リポジトリに登録した研究成果の著作権は、著作権者から移転しない。

(利用許諾)

第6条 登録者は、研究成果の登録に際して、以下について無償で許諾するものとする。

- (1) 研究成果を電子的に複製し、リポジトリ用サーバに格納すること
- (2) ネットワーク（インターネット）を通して、不特定多数に研究成果を公開すること
- (3) リポジトリの利用者が研究成果の閲覧、印刷、ダウンロードを行うこと

（共著者からの許諾）

第7条 研究成果に共著者（内容の図版等について著作権を有する者を含む。）がいる場合は、登録者は代表して前条各号について許諾を得ておかなければならない。

（登録・公開・保存）

第8条 登録者は、図書館に登録申請し、研究成果を提供するものとする。

2 図書館は、研究成果の内容、著作権等の権利関係、電子的状態、公開条件等を調査・検討し、登録に必要な処理を行うものとする。

3 図書館は、研究成果を電子的に複製し、リポジトリ用サーバに蓄積、メタデータ（研究成果に関する書誌的データ）を付与の上、ネットワーク（インターネット）を通して公開するものとする。

4 図書館は、研究成果の利用・保存のために必要な複製・媒体変換を行うことができるものとする。

5 図書館は、登録された研究成果にセキュリティ対策を含む適切な処置を施し、原則として無期限保存する。

（改変及び削除）

第9条 図書館は、登録済みの研究成果について、登録者又は共著者から改変、非公開、削除の申し出があったときは協議の上、必要な処理を行う。

2 図書館は、作成したメタデータの改変・削除については、必要に応じてこれを行うものとする。

3 図書館は、提供された研究成果が、法令上、または社会通念上問題があると判断した場合はこれを削除できるものとする。

（免責事項）

第10条 図書館は、リポジトリに登録された研究成果を利用することで発生した登録者、著作権者又は利用者の損害・不利益については、一切責任を負わないものとする。

（その他）

第11条 この運用指針に定めるものの他、リポジトリの運用に関し、必要な事項は、図書館委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年5月28日から施行し、平成26年4月1日から適用する。